

「国外証券移管等調書制度」のあらまし

制度の趣旨

適正・公平な課税を実現する観点から、平成26年度税制改正において、国境を越えて有価証券の証券口座間の移管を行った場合に調書の提出を義務付ける「国外証券移管等調書制度」が創設されました。

制度の概要等

◎ 国外証券移管等調書制度の対象となる範囲

国外証券移管等調書制度の対象となる「国外証券移管等」とは、次の「国外証券移管」又は「国外証券受入れ」をいいます。

○ 「国外証券移管」の範囲

金融商品取引業者等が顧客の依頼に基づいて行う国内証券口座から国外証券口座への有価証券の移管をいいます。

○ 「国外証券受入れ」の範囲

金融商品取引業者等が顧客の依頼に基づいて行う国外証券口座から国内証券口座への有価証券の受入れをいいます。

◎ 国外証券移管等をする者の告知書の提出等

金融商品取引業者等の営業所等の長にその有する有価証券の国外証券移管等の依頼をする者は、その者の氏名又は名称及び住所等を記載した告知書を、その国外証券移管等の依頼をする際、その金融商品取引業者等の営業所等の長に対し提出しなければなりません。

(注) 「金融商品取引業者等」とは、金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者(同法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限ります。)、同法第2条第11項に規定する登録金融機関又は投資信託及び投資法人に関する法律第2条第11項に規定する投資信託委託会社などをいいます。

① 告知書の提出義務者

国外証券移管の依頼をする者及び国外証券受入れの依頼をする者は、原則として、個人・法人、居住者・非居住者、内国法人・外国法人の別を問わず、この告知書の提出義務者となります。

② 告知書の記載事項

国外証券移管等の依頼をする者は、告知書に氏名(又は名称)・住所(又は居所等)や国外証券移管等の原因となる取引等の一定の事項を記載しなければなりません。

◎ 国外証券移管等調書の提出制度

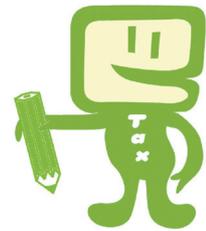
金融商品取引業者等は、その顧客からの依頼により国外証券移管等をしたときは、その国外証券移管等ごとに、その顧客の氏名又は名称及び住所、その国外証券移管等をした有価証券の種類及び銘柄等の一定の事項を記載した調書（国外証券移管等調書）を、その国外証券移管等をした日の属する月の翌月末日までに、その国外証券移管等を行った金融商品取引業者等の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

◎ 国外証券移管等調書の標準的な様式

平成 年分 国外証券移管等調書						
国外証券移管等又は受入者	住所（居所）又は所在地 氏名又は名称					
国外証券移管等区分		1. 国外証券移管		2. 国外証券受入れ		年 月 日
国外証券移管等の相手方の氏名又は名称						
国外の金融商品取引業者等の営業所等の名称						
国外証券移管等に係る相手国名						
国外証券移管等をした有価証券						
種類	銘柄	株数又は口数 種別	外貨額		円換算額	
			外貨名	外貨名	円	角
移管等の原因となる取引又は行為の内容 (備考)						
金融商品取引業者等	所在地 名称	(電話)				

(様式 373)
(用紙 日本工業規格 B6)

国外証券移管等調書は、国外送金等調書と異なり、その国外証券移管等をした有価証券の価額にかかわらず、全ての調書を提出する必要があります。



◎ 罰則

国外証券移管等調書制度では、次の違反があった場合には、その違反行為をした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとされています。

- ・ 告知書の不提出及び虚偽記載による提出
- ・ 国外証券移管等調書の不提出又は虚偽記載による提出
- ・ 国税庁、国税局又は税務署の当該職員の質問検査権に対する不答弁若しくは虚偽答弁又は検査の拒否、妨害若しくは忌避
- ・ 当該職員の物件の提示又は提出の要求に対する不提示若しくは不提出又は虚偽記載の帳簿書類その他の物件の提示若しくは提出

適用関係

国外証券移管等調書制度は、平成27年1月1日以後に金融商品取引業者等の営業所等の長に依頼する国外証券移管等について適用されます。

- 国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)では、法定調書や合計表の様式のほか、法令解釈通達等の各種情報を掲載しております。